

# 科目別レッスン

第3回/全8回



理解しにくいテーマや頻出テーマについて、重要なポイントをわかりやすく動画で解説します。仕上げに過去問を解いて知識をしっかりと定着させましょう。



社会保険労務士  
**山川 靖樹**  
(山川社労士予備校)

## 雇用保険法

### ●被保険者

#### 学習のポイント

適用事業に雇用される労働者であって適用除外者以外のものは、雇用保険の被保険者となります。被保険者は、「一般被保険者」「高年齢被保険者」「短期雇用特例被保険者」「日雇労働被保険者」の4つに分類されます。

#### (1) 被保険者の種類

被保険者の種類	適用要件
イ) 一般被保険者	ロ)、ハ)、ニ)以外の被保険者
ロ) 高年齢被保険者	65歳以上の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く）
◆高年齢被保険者の特例	
□次に掲げる要件のいずれにも該当する者は、厚生労働大臣に申し出て、当該申出を行った日から高年齢被保険者となることができる。	
<ol style="list-style-type: none"> <li>2以上の事業主の適用事業に雇用される65歳以上の者であること。</li> <li>一の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が20時間未満であること。</li> <li>二の事業主の適用事業（申出を行う労働者の一の事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が5時間以上であるものに限る）における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上であること。</li> </ol>	
ハ) 短期雇用特例被保険者	被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者（日雇労働被保険者を除く） <ol style="list-style-type: none"> <li>4か月以内の期間を定めて雇用される者</li> <li>1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者</li> </ol>

二) 日雇労働被保険者	被保険者である日雇労働者であって、一定の要件を満たす者 ※「 <b>日雇労働者</b> 」とは、次の <u>いずれかに該当する労働者</u> をいう。	
	<table border="1"> <tr> <td>a) <b>日々</b>雇用される者</td> </tr> <tr> <td>b) <b>30日以内</b>の期間を定めて雇用される者</td> </tr> </table> <p>⇒なお、原則として、<u>前2か月の各月</u>において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に<u>継続して31日以上</u>雇用された者は除かれる。</p>	a) <b>日々</b> 雇用される者
a) <b>日々</b> 雇用される者		
b) <b>30日以内</b> の期間を定めて雇用される者		

(2) 適用除外 (法6条)

条文		
次に掲げる者については、この法律は、適用しない。		
適用除外 (被保険者とならない者)	被保険者となる場合	
イ) <u>1週間の所定労働時間が<b>20時間未満</b></u> である者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特例の規定による申出をして高年齢被保険者となる者</li> <li>○ 日雇労働被保険者に該当することとなる者</li> </ul>	
ロ) <u>同一の事業主の適用事業に<b>継続して31日以上</b></u> 雇用されることが見込まれない者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>前2か月の各月</u>において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者</li> <li>○ 日雇労働被保険者に該当することとなる者</li> </ul>	
ハ) <u>季節的に雇用される者</u> であって、次の <u>いずれかに該当するもの</u>	日雇労働被保険者に該当するとき	
<table border="1"> <tr> <td>a) <b>4か月以内</b>の期間を定めて雇用される者</td> </tr> <tr> <td>b) <u>1週間の所定労働時間が<b>20時間以上30時間未満</b></u>である者</td> </tr> </table>		a) <b>4か月以内</b> の期間を定めて雇用される者
a) <b>4か月以内</b> の期間を定めて雇用される者		
b) <u>1週間の所定労働時間が<b>20時間以上30時間未満</b></u> である者		
ニ) 学校教育法1条に規定する <b>学校</b> 、同法124条に規定する <b>専修学校</b> 又は同法134条1項に規定する <b>各種学校の学生又は生徒</b> であって、イ)～ハ)に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者	左欄に該当しないとき* <sup>1</sup>	